

令和元年度事業報告書

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

公益財団法人日本無線協会

令和元年度事業報告書

I 概況

当協会では、無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者資格の取得のための養成課程、認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練に係る事業について、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより実施しているが、本事業年度についても年度当初策定の事業計画どおり適切に実施した。

まず、国家試験については、申請者数が前年度に比べ 1.0% 減少した。

資格別では、海上無線通信士、航空無線通信士、陸上無線技術士及びアマチュア無線技士が増加し、総合無線通信士及び特殊無線技士は減少したが、全体としては申請者数の大きな変動はなかった。

講習事業については、主任無線従事者講習の受講者が 6.9% 増加したものの、養成課程が 2.8%、認定新規訓練が 41.7% の大幅な減少となった。認定講習課程については、受講者数が前年度と同数であった。

更に、総務省の人材育成事業については、令和元年 7 月に業務請負契約を締結し、平成 29 年度から 3 年目の本年度事業に着手し、研修・訓練は事業計画どおり実施した。

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、要員の縮減、経費節減等事務処理の効率化に留意しつつ、ホームページ等による広報の充実、事務手続の電子化の推進等新たな課題に対する取組みを進めるなど、事務処理体制の整備に努めた。

なお、養成課程、認定講習課程、認定新規訓練及び人材育成訓練の各業務を実施することにより、指定試験機関及び指定講習機関の事務が不公正になることはなかった。

II 事業概要

1 国家試験事業

(1) 申請者数等

国家試験の申請者数は 43,720 名であり、前年度に比べ 425 名の減少となっている。

資格分野別では、総合無線通信士が 12.1% の減少となったが、海上無線通信士が 1.2%、航空無線通信士が 0.6%、陸上無線技術士が 4.4%、アマチュア無線技士は 1.7% の増加であった。また、特殊無線技士については、3.6% の減少という結果であった。

航空関連分野の需要増を背景とする航空無線通信士及び航空特殊無線技士、並びに国際航海に従事する第三級海上無線通信士資格についてはここ数年来増加傾向にあるが、令和元年度については、航空無線通信士及び第三級海上無線通信士については増加したものの、航空特殊無線技士は減少という結果となった。

また、陸上無線技術士については、第一級陸上無線技術士が 6.0% の増加、第二級陸上無線技術士が 2.5% の減少となっており、全体としては 4.4% 増加した。

資格		元年度	30年度	増減	前年度比 (%)	元年度 計画数
総合無線 通信士	一総通	306	354	△48	86.4	330
	二総通	122	139	△17	87.8	150
	三総通	261	291	△30	89.7	310
	小計	689	784	△95	87.9	790
海上無線 通信士	一海通	58	46	12	120.8	50
	二海通	38	36	2	105.6	40
	三海通	1,085	1,020	65	106.4	980
	四海通	447	506	△59	88.3	470
	小計	1,628	1,608	20	101.2	1,540
航空無線通信士		3,838	3,816	22	100.6	3,580
陸上無線 技術士	一陸技	6,018	5,680	338	106.0	5,750
	二陸技	1,253	1,285	△32	97.5	1,340
	小計	7,271	6,965	306	104.4	7,090
特殊無線 技士	一海特	557	651	△94	85.6	640
	二海特	2,105	2,294	△189	91.8	2,330
	三海特	217	207	10	104.8	230
	レ海特	126	139	△13	90.6	140
	航空特	1,619	1,705	△86	95.0	1,710
	一陸特	9,561	9,824	△263	97.3	9,290
	二陸特	6,268	6,404	△136	97.9	6,560
	三陸特	1,438	1,434	4	100.3	1,480
	国内電	101	153	△52	66.0	200
	小計	21,992	22,811	△819	96.4	22,580
アマチュア 無線技士	一アマ	2,069	2,177	△108	95.0	2,280
	二アマ	984	1,063	△79	92.6	1,110
	三アマ	2,173	2,116	57	102.7	2,250
	四アマ	3,076	2,805	271	109.7	3,000
	小計	8,302	8,161	141	101.7	8,640
合計		43,720	44,145	△425	99.0	44,220

〔無線従事者 23 資格〕

第一級総合無線通信士(一総通)	第二級総合無線通信士(二総通)	第三級総合無線通信士(三総通)
第一級海上無線通信士(一海通)	第二級海上無線通信士(二海通)	第三級海上無線通信士(三海通)
第四級海上無線通信士(四海通)	航空無線通信士(航空通)	
第一級陸上無線技術士(一陸技)	第二級陸上無線技術士(二陸技)	
第一級海上特殊無線技士(一海特)	第二級海上特殊無線技士(二海特)	第三級海上特殊無線技士(三海特)
レーダー級海上特殊無線技士(レ海特)	航空特殊無線技士(航空特)	第一級陸上特殊無線技士(一陸特)
第二級陸上特殊無線技士(二陸特)	第三級陸上特殊無線技士(三陸特)	国内電信級陸上特殊無線技士(国内電)
第一級アマチュア無線技士(一アマ)	第二級アマチュア無線技士(ニアマ)	
第三級アマチュア無線技士(三アマ)	第四級アマチュア無線技士(四アマ)	

()内は、本報告書で使用する無線従事者資格の略称

(2) 実施時期及び実施場所

ア 総合無線通信士及び海上無線通信士（第四級海上無線通信士を除く。）

事務所所在地（11都市）の他、事務所所在地外の2都市（第二試験場）において9月期（10日～12日）及び3月期（18日～20日）の定例試験を実施した。

なお、長野市（信越支部）及び金沢市（北陸支部）においては、第三級海上無線通信士の国家試験のみを実施した。

〔第二試験場〕

試験地 試験期	いわき市	枕崎市
3月期	三総通	三総通
9月期	三総通	三総通

イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地（11都市）において、8月期（1日・2日）及び2月期（28日～29日）の定例試験を実施した。

ウ 陸上無線技術士

事務所所在地（11都市）の他、事務所所在地外の3都市（第二試験場）において、7月期（9日～12日）及び1月期（14日～17日）の定例試験を実施した。

〔第二試験場〕

試験地 試験期	舞鶴市	三豊市	福岡市
7月期	二陸技	一陸技／二陸技	一陸技／二陸技
1月期	二陸技	一陸技／二陸技	—

工 特殊無線技士

事務所所在地（11都市）において、6月期（11日～13日）、10月期（22日～24日）及び2月期（13日～15日）の定例試験を実施した。

なお、10月期及び2月期には函館市に第二試験場を設置した。

更に、工業高校等からの依頼により、臨時試験を、51か所（54回）で実施した。（二海特、航空特及び二陸特 計3,997名）

〔第二試験場〕

試験期	試験地
10月期	函館市 一海特
2月期	一海特

オ アマチュア無線技士

（ア）第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地（11都市）において、4月6日・7日、8月24日・25日及び12月7日・8日のいずれも土曜日及び日曜日に実施した。

（イ）第三級及び第四級アマチュア無線技士

事務所所在地（11都市）の他、事務所所在地外の12都市で実施した。このうち、東京（本部）では、試験当日に申請から合格発表まで行う試験（特例試験）を、原則として、8月を除く毎月の第三日曜日に実施した他、8月31日には、東京都江東区で開催された「アマチュア無線フェスティバルハムフェア2019」会場の会議棟に試験会場を開設して特例試験を実施した。

また、7月20日には、大阪府池田市で開催された「第24回関西アマチュア無線フェスティバル」においても、イベント会場に隣接して試験会場を開設して特例試験を実施した。

更に、工業高校等からの依頼により臨時試験を3か所（3回）で実施した。

区分	実施地	実施月												実施回数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
本部	東京		○		○			○				○		4
	東京(特例)	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	12
北海道	札幌	○			○		○		○		○			4
東北	仙台	○			○		○		○		○			4
信越	長野	○			○			○			○			4
	新潟			○										1
	長岡							○						1
北陸	金沢	○		○		○		○						4
東海	名古屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	静岡				○				○		○			2
近畿	大阪	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	11
中国	広島		○			○		○		○		○		4
	松江				○									1
	岡山											○		1
四国	松山		○					○						2
	高松						○							1
	徳島											○		1
	高知				○									1
九州	熊本			○				○				○		3
	福岡					○				○				2
	北九州				○							○		2
	大分					○								1
	鹿児島			○					○					2
沖縄	那覇		○			○			○			○		4
合計		7	7	7	10	8	5	8	9	4	8	4	7	84

2 (注) ○: 平日実施したもの ◎: 土・日に実施したもの ☆: イベント会場の隣接で実施したもの

(3) 事務処理体制等

ア 電子的な方法による試験の申請

試験申請の電子的な方法による受付については、平成18年度から実施しているが、令和元年度の電子申請の占める割合は、定期試験において 89.7 % であった。

イ 電子計算システムを活用した試験の事務処理

試験事務については、申請の受付、採点、結果の通知書の印刷等電子計算システムの活用により、事務処理の効率化を図っている。

ウ 試験員の配置

試験事務を厳正かつ的確に実施するため、電波法及び無線従事者規則に定める要件を備えた試験員を配置し、試験事務の処理に万全を期した。

区分	本部	北海道	東北	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
配置数	44	8	14	13	7	9	18	8	6	16	6	149

工 無線従事者国家試験審査委員会等の開催

第一級総合無線通信士等上級 8 資格^(*)1)の国家試験問題を審査するため、「無線従事者国家試験審査委員会」を 5 月、7 月、11 月及び 1 月に開催した。なお、無線従事者国家試験審査委員会の審査に諮る無線工学の試験問題案について、その的確性を検証し、その内容を確認するための「無線従事者国家試験問題検討委員会」を 3 回開催した。

また、上級 8 資格以外の資格の国家試験問題については、「試験事務審査会」を 5 回開催し試験問題の内容の確認等を行った。

(*)1) 「上級 8 資格」とは、第一級から第三級までの総合無線通信士、第一級から第三級までの海上無線通信士、第一級及び第二級陸上無線技術士をいう。

オ 国家試験問題の公表等

国家試験問題及びその解答については、隨時、ホームページに掲載するとともに、請求(50 件)に応じて試験問題の提供を行った。

また、受験者からの請求(233 件)に応じ、試験の得点に関する情報を開示した。

カ 合格証明書の発行

国家試験の全科目免除者に対し、その者の請求(344 件)に応じて合格証明書を発行した。

2 講習事業

(1) 主任無線従事者講習業務^(*)2)

ア 受講者数等

受講者数は 774 名であり、前年度に比べ 50 名(前年度比 106.9 %)の増加となっている。

資格別の受講者数は、第一級陸上無線技術士が 258 名(33.3% : 主に放送事業関係)と最も多く、第三級陸上特殊無線技士が 155 名(20.0% : 主に陸上運送業関係)、第一級陸上特殊無線技士が 142 名(18.3% : 主に電気通信事業関係)、第二級陸上特殊無線技士が 70 名(9.0% : 主に陸上運送業関係)及び第三級海上無線通信士が 48 名(6.2% : 主として海上保安関係)等となっている。

区分	元年度	30 年度	増減	前年度比(%)	元年度 計画数
海上主任講習	105	87	18	120.7	108
航空主任講習	26	28	△2	92.9	27
陸上主任講習	643	609	34	105.6	669
合計	774	724	50	106.9	804

(通年受講者数) 25 年度 : 538、26 年度 : 614、27 年度 : 816、28 年度 : 880、29 年度 : 857、30 年度 : 724

イ 実施時期及び実施場所

東京（本部）において、5月期（31日：海上・航空・陸上主任）、8月期（27日：陸上主任）、28日（海上・航空主任）、11月期（29日：海上・航空・陸上主任）及び2月期（26日：海上・航空・陸上主任）に実施し、東京（本部）を除く事務所所在地（10都市）においては、6月期（14日～28日の間：海上・航空・陸上主任）、10月期（10日～29日の間：海上・航空・陸上主任）及び2月期（12日～27日の間：海上・航空・陸上主任）に実施した。

（*2）無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線従事者の資格を有しない者であっても、無線設備の操作を行うことができるが、無線局の免許人から選任された主任無線従事者は、その専任の日から6か月以内及び講習を受けた日から5年以内毎に総務大臣の行う講習を受講しなければならない。日本無線協会は総務大臣から主任無線従事者の指定講習機関として指定されている。

（2）養成課程^{（*3）}

実施件数は816件（前年度比0.4%減）、受講者数は25,550名（前年度比2.8%減）であり、実施件数及び受講者数ともに減少した。

特に受講者総数で大きな比重を占める第三級陸上特殊無線技士については、前年度に引き続き民間企業との競合状態が続いたことから、前年に比べ4.5%（773名）の減少となった。

また、外国人船員を対象とした養成課程^{（*4）}は、関係団体（公益財団法人日本船員雇用促進センター）からの依頼を受け、マニラ、カランバ（フィリピン）、ムンバイ（インド）及びヴァルナ（ブルガリア）において、19件（前年度比6件減）実施し、受講者数は598名（前年度比41.4%減）であり、資格別では、第三級海上無線通信士の養成課程が306名（10件）、第一級海上特殊無線技士の養成課程が292名（9件）であった。

資格	元年度		30年度		増減		前年度比（%）		元年度計画数		
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	
三海通	11	339	13	587	△2	△248	84.6	57.8	17	390	
四海通	2	28	2	22	0	6	100.0	127.3	5	80	
航空通	13	131	10	116	3	15	130.0	112.9	9	120	
特殊無線技士	一海特	26	853	29	927	△3	△74	89.7	92.0	30	990
	二海特	88	2,029	72	1,629	16	400	122.2	124.6	92	2,300
	三海特	29	453	33	597	△4	△144	87.9	75.9	32	700
	航空特	26	932	28	1,012	△2	△80	92.9	92.1	29	1,100
	一陸特	35	878	29	745	6	133	120.7	117.9	19	510
	二陸特	98	3,518	89	3,495	9	23	110.1	100.7	90	3,690

資格	元年度		30年度		増減		前年度比 (%)		元年度計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三陸特	488	16,389	514	17,162	△26	△773	94.9	95.5	488	17,570
小計	790	25,052	794	25,567	△4	△515	99.5	98.0	780	26,860
合計	816	25,550	819	26,292	△3	△742	99.6	97.2	810	27,440

(*3) 「養成課程」とは、総務大臣が定める基準に適合すると認定した授業を終了することで無線従事者免許が取得できるもの。日本無線協会は、直接個人の受講者を募集して行う「公募養成課程」及び無線従事者の養成を必要とする法人等からの依頼を受けて行う「受託養成課程」の二つの形態で実施している。

(*4) 外国人船員を対象とする養成課程は、全て e-ラーニングによる隨時受講型授業で実施するものである。

(3) 認定講習課程 (*5)

第三級海上無線通信士について、東京（本部）で2件実施し、受講者数は45名（前年度比173.1%）であった。

資格	元年度		30年度		増減		前年度比 (%)		元年度計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
二総通	1	9	1	5	0	4	100.0	180.0	1	7
三海通	2	45	3	49	△1	△4	66.7	91.8	2	40
合計	3	54	4	54	△1	0	75.0	100.0	3	47

(*5) 「認定講習課程」とは、無線従事者として一定の資格及び業務経歴を有する者が、上位の資格を取得する際の講習。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、講習を実施している。

(4) 認定新規訓練 (*6)

日本人船員を対象とした訓練を東京（本部）で3件（6月、9月及び12月）及び石巻（東北支部）で1件（6月）実施した他、外国人船員を対象とした訓練を、フィリピンで7件（マニラ：3件、カランバ：4件）、インドで2件（ムンバイ）及びブルガリアで1件（ヴァルナ）実施した。受講者は409名で前年度より△292名（前年度比58.3%）減少した。

対象	元年度		30年度		増減		前年度比 (%)		元年度計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
日本人船員	4	101	4	110	0	△9	100.0	91.8	-	-
外国人船員	10	308	13	591	△3	△283	76.9	52.1	-	-
合計	14	409	17	701	△3	△292	82.4	58.3	19	760

(*6) 「認定新規訓練」とは、義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者が船舶局無線従事者証明を受けるために行われる訓練。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、6月、9月及び12月に日本人船員を対象とした訓練を東京で実施している。また、外国で実施する認定新規訓練は、当該国で行う外国人船員を対象とした三海通の養成課程に引き続いて実施するものである。

(5) 人材育成訓練

平成 29 年度から 3 年目を迎える総務省との請負契約（件名「医療・救護活動等の非常用通信システムの適正な利用に係る人的能力強化に関する調査検討の請負」）を 7 月 10 日に締結後、本実施にあたり、8 月 2 日に人材育成訓練の実施主体となる「災害医療救護通信エキスパート育成協議会（DCOME）」の総会等を開催し、令和元年度の研修・訓練の実施要領及び事業計画などを決定した。

なお、9 月からの研修・訓練の実施に先立ち、受講者の体系的な基礎的な知識の習得に必要な「オンライン研修」^(*7)を 8 月 13 日に開講し、12 月にかけて『災害医療救護通信エキスパート研修』全 14 回を計画実施した。

おって、協議会主催の「上級レベル研修」^(*8)を 5 回（神奈川県横浜市）及び「標準レベル研修」^(*9)を 8 回（東京都国分寺市）並びに「講師育成研修（実技指導補佐）」^(*10)を各研修・訓練時に実施するとともに、東北大学病院との共催で「上級レベル」1 回（宮城県仙台市）を事業計画どおりに実施した。

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

研修区分	元年度実施数		元年度計画数	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
上級レベル研修	6	84	6	180
標準レベル研修	8	155	8	160
講師育成研修	13	40	13	-
オンライン研修	-	331	-	-

(*7) 「オンライン研修」の習得すべき目標は、衛星携帯電話等と携帯電話等との違いを理解することができるレベルを目標とし、非常用通信手段の適正利用を実現する上で必要となる基礎的な知識を習得する。

(*8) 「上級レベル」の習得すべき目標は、衛星データ通信機器等の設営・メンテナンス及び操作の指導ができるレベルを目標とし、非常用通信手段の適正利用を実現する上で必要となる高度な知識及び技能（主に衛星データ通信に特化した内容）を習得する。

(*9) 「標準レベル」の習得すべき目標は、衛星携帯電話等の機器を適正に操作・使用できるレベルを目標とし、非常用通信手段の適正利用を実現する上で必要となる知識及び技能（主に衛星携帯電話による音声を中心とした内容）を習得する。

(*10) 「講師育成研修」の習得すべき目標は、上級・標準レベルの講師を担う人材を確保するため、衛星通信機器の実技指導の補佐を務め、講師として必要な知識・技能を習得する。

3 周知広報

(1) 学校への訪問等

本部及び各支部において、職員が直接学校を訪問して電気通信関係の教職員との意見交換等を実施し、無線従事者国家試験の積極的な周知に努めた。また、工業高校や水産高校の校長会等の会合にも積極的に参加し、無線従事者関係の資料を配布し説明した。

(2) ホームページの活用

ホームページにより、国家試験や養成講習の受付期間を随時表示する等、受験や講習を希望される方々への情報提供を積極的に行った。

(3) 資料の作成／配布

国家試験の年間計画を掲載した平成31年度版の国家試験カレンダーを作成し、資格取得PR用のパンフレット類とともに、関係教育機関等に配布した。

また、国家資格等を紹介する専門誌や業界誌等に無線従事者国家資格の紹介記事を掲載した。

4 個人情報の保護等

協会は、無線従事者国家試験、養成課程の講習等の業務を行うに当たり、試験、講習等の申請などにより多くの個人情報を扱っているが、この個人情報の取扱いについては、協会が定めた個人情報管理方針及び個人情報管理規程を遵守し、安全かつ適正に管理している。具体的には、試験・講習事務を処理する電子計算システムについて、外部インターネット網と完全に切り離すことで、外部からの攻撃に対して防御し、外部への個人情報の流出を完全に遮断している。

また、システムを構成するサーバー等は、電磁的な入退室管理システムで管理されている電子計算室に設置することで、関係者以外の入室を厳しく制限している他、個人情報や試験問題のデータ保管庫は、施錠管理の徹底を図り、関係者以外の入室を制限している。

更に、個人情報の保護及びセキュリティの確保については、定期的に全職員に研修を実施することで、職員の個人情報に対する意識の高揚を図っている。

5 情報公開

情報公開については、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、第三級及び第四級アマチュア無線技士以外の資格の過去1年間に行われた試験の試験問題及びその解答、国家試験手数料、主任無線従事者講習及び認定講習の講習料の積算根拠をホームページにおいて公開した。

IV 総務関係

1 役員等の異動

(1) 役員

令和元年 6 月 21 日に開催された定時評議員会において、新たに理事 2 名が選任された。

また、令和 2 年 2 月 21 日に開催された定時評議員会において、新たに理事 4 名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	委嘱の日 (総務省認可の日)
理事	鬼頭達男 (一財)テレコムエンジニアリングセンター 顧問	石原秀昭 (公財)日本無線協会 理事長	令和元年 7 月 10 日
理事	児玉圭司 日本放送協会 技術局長	春口篤 日本放送協会 前技術局長	令和元年 7 月 10 日
理事	市川武男 日本電信電話株式会社 技術企画部門電波室長	上野晋一郎 日本電信電話株式会社 研究企画部門統括部長	令和 2 年 3 月 10 日
理事	大友洋一 電気事業連合会 情報通信部長	阿部克之 電気事業連合会 前情報通信部長	令和 2 年 3 月 10 日
理事	竹内英俊 一般財団法人情報通信振興会 専務理事	秋山健 一般財団法人情報通信振興会 前業務執行理事	令和 2 年 3 月 10 日
理事	古畑和弘 KDDI 株式会社 技術統括本部運用本部副本部長	鍋谷幸一 KDDI 株式会社 前技術統括本部運用本部副本部長	令和 2 年 3 月 10 日

(敬称略)

(2) 評議員

令和元年 6 月 21 日に開催された定時評議員会において、新たに評議員 4 名が選任された。また、令和 2 年 2 月 21 日に開催された定時評議員会において、新たに評議員 2 名が選任された。新任の者は次のとおりである。

新	旧	異動の日
田 中 謙 治 (一財)テレコムエンジニアリングセンター 理事長	鬼 頭 達 男 (一財)テレコムエンジニアリングセンター 顧問	令和元年 6月 21 日
児 野 昭 彦 日本放送協会 専務理事・技師長	吉 野 武 彦 日本放送協会 元専務理事	令和元年 6月 21 日
前 野 昌 志 電源開発株式会社 デジタルイノベーション部部長	伊 藤 和 雄 電源開発株式会社 流通システム部部長	令和元年 6月 21 日
本 橋 春 紀 (一社)日本民間放送連盟 事務局次長兼企画部長	大 寺 廣 幸 (一社)日本民間放送連盟 常勤顧問	令和元年 6月 21 日
岡 敦 子 日本電信電話株式会社 取締役 技術企画部門長	井 伊 基 之 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長	令和 2 年 2 月 21 日
浜 本 雅 樹 株式会社 NTT ドコモ 電波部長	牧 野 聰 株式会社 NTT ドコモ 前電波部長	令和 2 年 2 月 21 日

(敬称略)

2 会議の開催

[理事会]

開 催 日	議 事
第 23 回 令和元年 6 月 6 日	・決議事項 1 平成 30 年度事業報告書 2 平成 30 年度決算書 3 定時評議員会の開催
第 24 回 令和元年 7 月 11 日	・決議事項 1 理事長の選定 2 役員報酬の支給
第 25 回 令和元年 10 月 3 日	・報告事項 令和元年度上半期の事業報告等
第 26 回 令和 2 年 2 月 6 日	・報告事項 ・決議事項 1 令和 2 年度事業計画書 2 令和 2 年度収支予算書 3 令和 2 年度資金調達及び設備投資の見込み 4 第 15 回評議員会の開催

[評議員会]

	開 催 日	議 事
第 14 回	令和元年 6 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 平成 30 年度事業報告書 ・決議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 平成 30 年度決算書 2 評議員の選任 3 役員の選任 4 退職慰労金の支出
第 15 回	令和 2 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 ・決議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和 2 年度事業計画書 2 令和 2 年度収支予算書 3 令和 2 年度資金調達及び設備投資の見込み 4 評議員の選任 5 役員の選任

3 職員の配置

	本 部	支 部	計
常勤職員	33	25	58
非常勤職員(嘱託)	38	111	149
計	71	136	207

4 事業報告の附属明細書について

令和元年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。

別紙1

評議員

16名（敬称略）

氏名	現職
井上治	一般社団法人電子情報技術産業協会 理事
岡敦子	日本電信電話株式会社 取締役 技術企画部門長
小川伸郎	日本アマチュア無線機器工業会 理事
桂靖雄	一般社団法人全国陸上無線協会 会長
狩俣恭太郎	一般社団法人全国漁業無線協会 専務理事
木上正士	一般社団法人大日本水産会 事業部長
高尾義則	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 会長
田北順二	一般社団法人全国船舶無線協会水洋会部会 事務局長
田中謙治	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 理事長
田中俊弘	一般社団法人日本船主協会 常務理事
児野昭彦	日本放送協会 専務理事・技師長
寺崎明	一般財団法人情報通信振興会 理事長
中川篤	KDDI株式会社 技術統括本部付シニアディレクター技術専門担当
浜本雅樹	株式会社NTTドコモ 電波部長
前野昌志	電源開発株式会社 デジタルイノベーション部部長
本橋春紀	一般社団法人日本民間放送連盟 事務局次長兼企画部長

別紙2

役員

理事 12名 監事 2名 (敬称略)

役職	氏名	常勤 非常勤 の別	現職
理事長	鬼頭達男	非常勤	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 顧問
専務理事	伊藤康典	常勤	公益財団法人日本無線協会 事務局長
理事	市川武男	非常勤	日本電信電話株式会社 技術企画部門電波室長
	大久保明	非常勤	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 専務理事・事務局長
	大友洋一	非常勤	電気事業連合会 情報通信部長
	児玉圭司	非常勤	日本放送協会 技術局長
	佐藤文典	非常勤	日本アマチュア無線機器工業会 監事
	末永力也	非常勤	一般財団法人移動無線センター 事業本部次長
	竹内英俊	非常勤	一般財団法人情報通信振興会 専務理事
	奈良敏行	非常勤	一般社団法人全国陸上無線協会 事業部長
	日野岳充	非常勤	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 専務理事
監事	古畑和弘	非常勤	KDDI 株式会社技術統括本部運用本部副本部長
	新井宏之	非常勤	横浜国立大学 教授
	石坂大輔	非常勤	ことぶき法律事務所 弁護士